

報告第 2 4 号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 5 3 年 1 2 月 2 2 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により、専決処分したので、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

交野市長 黒 田 実

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

2 専第 18 号

専 決 処 分 書

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 53 年 1 月 22 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金 38,500 円を支払う。
- 2 相 手 方 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
- 3 示 談 日 令和 2 年 11 月 6 日
- 4 事 案 概 要 令和元年 9 月 19 日（木）午後 4 時 50 分頃、交野市立第二中学校東側グラウンド内で、野球部のバッティング練習をしていたところ、硬球が防球ネットを超え、グラウンド隣の相手方住宅屋根を損傷させたもの。
- 5 そ の 他
- | | |
|------------------|----------|
| 相手方修理費 | 38,500 円 |
| 全国市長会学校災害賠償補償保険額 | 38,500 円 |
| 市持出額 | 0 円 |

令和 2 年 11 月 6 日

交野市長 黒 田 実